

部下を持ったたら労務管理 を知らないと損をする！

～部下のモチベーションアップ！？～



労務管理

■ 仕組み

給与・休暇、休日・給付（保険）
就業規則・ハラスメント

■ 対話

病気、家族の変化、住所、キャリア

法律や会社で決まっている休暇を知る

4

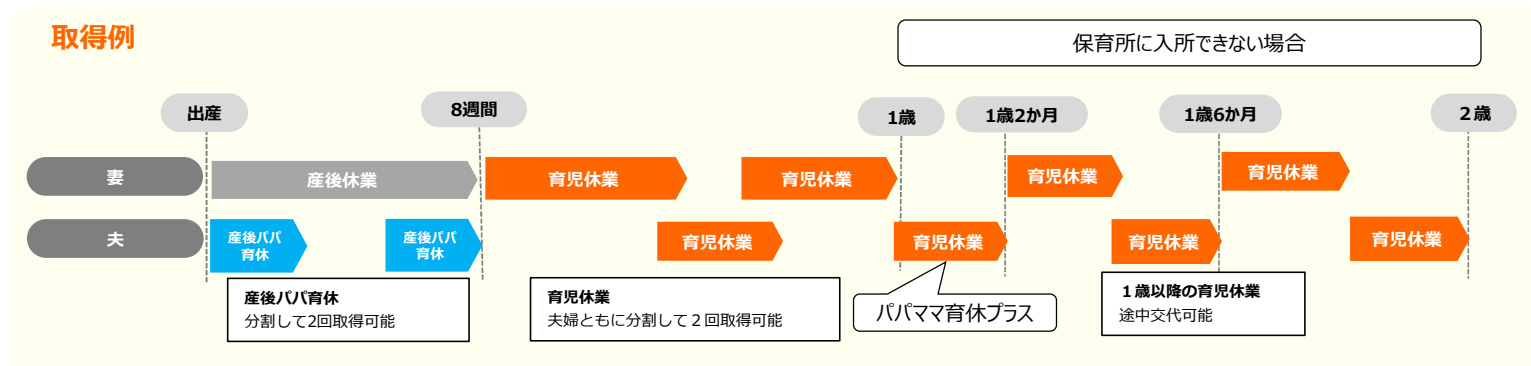
1	年次有給休暇	一定期間勤続した労働者に対して、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与される休暇。	有給
2	介護休暇	【取得できる日数】 対象家族が1人の場合は、年5日まで。対象家族が2人以上の場合は、年10日まで。 【取得単位】 1日または時間単位。	原則無給
3	子の看護休暇	【取得できる日数】 対象家族が1人の場合は、年5日まで。対象家族が2人以上の場合は、年10日まで。 【取得単位】 1日または時間単位。	原則無給
4	生理休暇	本人から請求があった場合は取得させる ※労働基準法の第68条	原則無給

5	慶弔休暇	結婚や、ご不幸があった場合に付与される休暇	会社による
6	夏季休暇	夏休み	原則無給
7	年末年始休暇	年末年始の長期休暇	原則無給
8	裁判員休暇	国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加 ※労働基準法の第7条	原則無給

- 「1歳になるまでの子供」を育てる**男女**の労働者が取得できる。



取得例

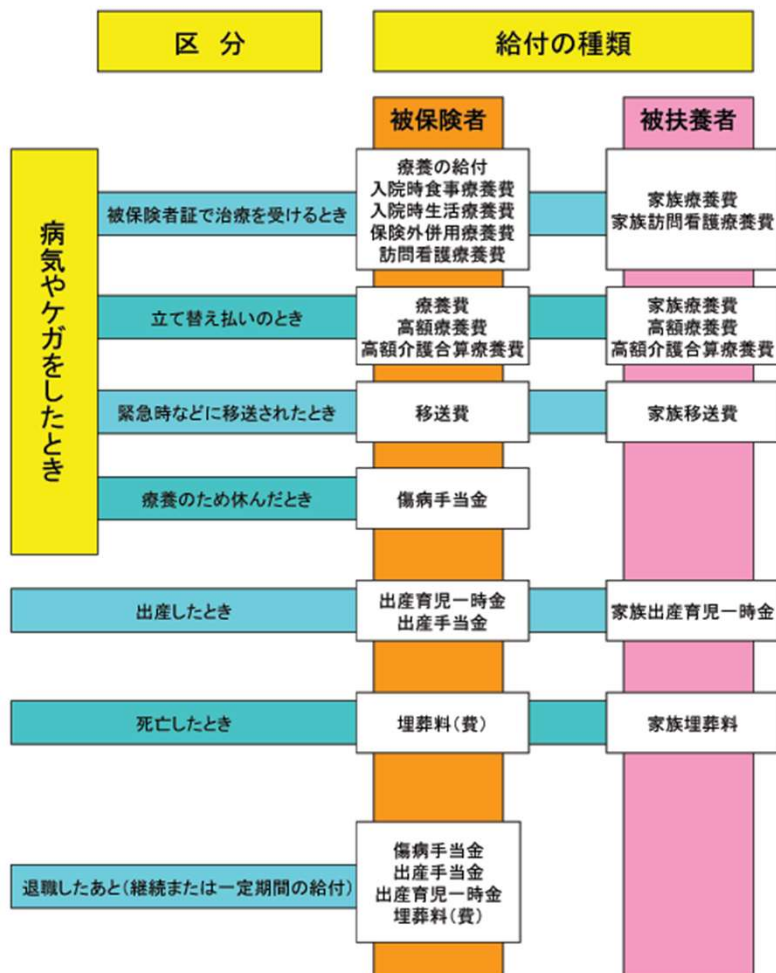


(出典) 厚生労働省「男性の育児休業取得促進 研修資」

保険給付

■ 労災の給付

■ 協会けんぽの給付



(出典) 全国健康保険協会ホームページ「保険給付の種類と内容」

種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付 療養給付	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき。	必要な療養の給付又は療養費の全額。	
休業補償給付 休業給付	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額。	(休業特別支給金) 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害補償年金 障害年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金。	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
障害補償一時金 障害一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金。	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 (障害特別一時金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族補償年金 遺族年金	業務災害又は通勤災害により死亡したとき。	遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金。	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の一時金
遺族補償一時金 遺族一時金	(1)遺族(補償)年金を受け得る遺族がないとき (2)遺族(補償)年金の受給権者が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け得る者がいない場合であって、既に支給された年金の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たないとき。	給付基礎日額の1,000日分の一時金(ただし(2)の場合は、すでに支給した年金の合計を差し引いた額)。	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別一時金) 算定基礎日額の1000日分の一時金(ただし、(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額)
葬祭料 葬祭給付	業務災害又は通勤災害により死亡した者の葬祭を行うとき。	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)。	
傷病補償年金 傷病年金	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1)傷病が治っていないこと (2)傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金。	(傷病特別支給金) 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金
介護補償給付 介護給付	障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち第1級の者又は第2級の者(精神神経の障害及び胸部臓器の障害の者)であって、現に介護を受けているとき。	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(104,290円を上限とする)。ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が56,600円を下回る場合は56,600円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額(52,150円を上限とする)。ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が28,300円を下回る場合は28,300円。	
二次健康診断等 給付	事業主が実施する定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の検査項目(血圧、血中脂質、血糖、肥満)の全てについて異常の所見があると認められたとき。	(1)二次健康診断 1年度内に1回に限る。 (2)特定保健指導 二次健康診断1回につき1回に限る。	

1 パワハラ



2 セクハラ



3 マタハラ



- 職場内の環境悪化
- 生産性低下
- 被害者の退職

1	けが・病気	労災保険や、健康保険の利用方法を伝える	
2	家族の変化	健康保険の扶養手続きや、配偶者の年金手続き	
3	住所	通勤手当を支給している会社は、金額の変動があるため	
4	キャリア	社内で今後どうなって欲しいか、どうなって行きたいかを知る	

■ 自社の給与を知る

